

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構入札監視委員会規程

令和元年 10 月 28 日機構規程第 18 号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構入札監視委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)等の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第 2 条 本社及び各地方機関に、それぞれ委員会を置く。

(委員会の事務)

第 3 条 委員会は、本社においては理事長の、地方機関においては当該地方機関の長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- (1) 委員会が置かれる本社又は地方機関(以下「当該機関」という。)が発注した工事等(工事、役務及び物品等(製造、販売及び役務提供等(賃貸を除く。))をいい、別に定めるものを除く。)をいう。以下同じ。)に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 当該機関が発注した工事等に関し、高落札率契約及び一定規模以上の取引関係を有する法人の契約についての審議を行うこと。
- (3) 当該機関が発注した工事等のうち委員会が抽出したのものに関し、次に掲げる事項について審議を行うこと。
 - ア 一般競争入札方式の参加資格の設定の理由及び経緯
 - イ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
 - ウ プロポーザル方式、企画競争方式、参加者の有無を確認する公募手続きを行った契約方式(以下「公募手続方式」という。)及び随意契約方式(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程(平成 15 年 10 月機構規程第 78 号)第 39 条第 1 項第 1 号に該当する場合を除く。)に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
 - エ 契約方式の選択
 - オ 高落札率契約に係る高落札率の要因の分析
- (4) 当該機関に係る次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
 - ア 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成 7 年条約第 23 号)の適用を受けるもの)に係るものを除く。
 - イ 指名停止、警告又は注意の喚起
- (5) その他理事長、副理事長、国鉄清算事業担当理事又は地方機関の長(以下「理事長

等」という。)が審議を要すると認めた事項

(委員会の委員及び任期等)

第4条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、本社の委員会においては理事長が、地方機関の委員会においては当該地方機関の長が委嘱する。

- 2 委員会は、それぞれ委員3人で組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第6条 第3条第1号から第3号までの事務に係る会議(以下「定例会議」という。)は、委員長が招集し、原則として年2回開催するほか、委員長が特に必要と認める場合には、臨時に開催することができる。

- 2 第3条第4号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、委員長が招集し、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 前2項に規定する会議は、非公開とし、議事の概要は、これを公表するものとする。

(抽出の委任)

第7条 委員会は、第3条第3号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第8条 抽出は、第15条に基づき別に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって行うものとする。

(事前調査)

第9条 委員は、定例会議提出資料の受領後に、委員会の庶務に対し、定例会議の審議に必要な事前の調査を求めることができるものとし、委員会の庶務は、その調査結果を定例会議の前日までに当該委員に対し報告するものとする。

(意見の具申又は勧告)

- 第10条 委員会は、第3条第1号から第3号までのいずれかの事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事等に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、理事長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。
- 2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、これを公表するものとする。

(再苦情処理)

- 第11条 委員会は、第3条第4号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。
- 2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を当該再苦情の申立てに係る事項を所掌する理事長等に報告するとともに、これを公表するものとする。
- 3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

- 第12条 委員は、第3条第2号から第4号までの事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(守秘義務)

- 第13条 委員は、第3条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

- 第14条 委員会の庶務は、本社は経理資金部会計課において、地方機関は契約担当課において処理する。

(様式)

- 第15条 定例会議における報告及び再苦情の申立ての様式は、別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、令和元年10月31日から施行する。

(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構本社入札監視委員会規程等の廃止)

- 第2条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構本社入札監視委員会規程(平成26年3月機構規程第57号)及び特例業務所管組織入札監視委員会規程(平成27年3月機構規程第51号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第3条 この規程の施行の際現に理事長又は地方機関の長が委嘱している委員は、施行日以後は、第4条第1項に基づき委嘱したものとみなす。